

参加意思確認公募手続に係る参加意思確認申請書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を招請します。

・ 招請の主旨

本業務は、一般国道４７９号外に整備されている道路排水ポンプ（９箇所）の機能を維持するために必要な点検整備を実施するものです。

本業務の実施にあたっては、道路排水ポンプの点検整備において高度な専門知識と豊富な経験を有し、当該設備の役割を十分に認識し、当該設備についても精通していることが必要・不可欠であると考えています。

本業務は、８年以上本業務を確実に履行している特定者と契約手続きを行う予定としていますが、下記３応募要件（以下「応募要件」という。）を満たし、本業務の履行を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

公募の結果、本業務の履行を希望するものがない場合、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している特定者との契約に移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者（以下「応募者」という。）がいる場合にあっては、特定者と応募者による競争手続きを行います。

令和８年８月１７日

大阪府茨木土木事務所長 岸川 大洋

記

１ 発注予定業務の内容

発注年度	令和８年度
業務名称	一般国道 ４７９号外 道路排水ポンプ点検管理業務
発注機関の名称	大阪府茨木土木事務所
業務場所	吹田市泉町一丁目地内 外
履行期間	令和 ８年１１月 １日から 令和１１年１０月３１日まで
業務概要	道路排水ポンプ点検管理業務 排水ポンプ場点検 ９箇所 月次点検 ３３回 年次点検 ３回
業務の目的	道路排水ポンプ設備の機能維持
支払い条件	月締払い（３６回）
契約不適合責任期間	なし
特定者の所在地、商号又は名称	所在地 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３丁３４５番地 商号又は名称 株式会社 サニコン
特定者との契約予定価格	３１，９００，０００円（税込み）

2 手続のスケジュール

説明書等の交付	交付期間	令和8年8月17日（月）から 同年8月26日（水）（休日を除く。）まで
	交付場所	「4 発注事務所」に記載する事務所
	交付方法	手渡し
説明書等に対する 質問及び回答	質問受付期間	令和8年8月17日（月）から 同年8月26日（水）（休日を除く。）まで
	質問方法	「4 発注事務所」に質問書の持参により行う
	最終回答日	令和8年8月28日（金）
	回答方法	「4 発注事務所」における掲示及びホームページへの掲載により回答を行う https://www.pref.osaka.lg.jp/o130290/ibarakidoboku/sankaishikakunin/index.html
参加意思確認申請書の提出	提出期間	令和8年8月18日（火）から 同年8月31日（月）（休日を除く。）まで
	提出場所	「4 発注事務所」に記載する事務所
	提出方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）
審査結果の通知	最終通知日	令和8年9月14日（月）
	通知方法	郵送
応募要件無しの理由請求	請求期間	応募要件無しのお知らせを受けた日の翌日から令和8年9月30日（水）（休日を除く。）まで
	請求場所	「4 発注事務所」に記載する事務所
	請求方法	持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）
	最終回答日	令和8年10月9日（金）
	回答方法	郵送
応募要件を満たすと記載された審査結果のお知らせを受けた者及び特定者による競争手続	日時・場所・その他詳細は、審査結果のお知らせに記載するものとする。	

申請、請求、交付、質問の期間中の受付は、午前10時から午後0時15分及び午後1時から午後4時までとする。

※「休日」とは大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日をいう。

3 応募要件

基本的要件	(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
	ア 成年被後見人
	イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
	ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
	エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
	オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
	カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
	キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
	(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託

	役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。 (3) 府の区域内に事業所を有していること。 (4) 府税に係る徴収金を完納していること。 (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。 (6) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。 (7) 公示の日から契約締結の日までの期間において、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者 イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者 ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号）第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者、同規則第３条第１項各号のいずれか又は同条第２項に該当すると認められる者 エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者
工事施工能力・業務執行体制等に関する要件	1 登録業種 令和７・８・９年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、以下のいずれかに登録をされている者であること。 ・「ポンプ設備（道路排水、小規模プール含む）（種目コード０１６）」 ・「大規模ポンプ施設保守点検（種目コード０７６）」 ・「中小規模ポンプ施設保守点検（種目コード０７７）」 2 保守体制等 本業務に係る迅速な点検管理体制が２４時間整備されており、緊急時に迅速な現場対応が可能であることを証明した者であること。 3 管理技術者 次のア又はイのいずれかの資格を有する者を、管理技術者として本業務に配置できること。 ア 建設業法第27条第１項に定める１級又は２級管工事施工管理技士 イ 一般社団法人河川ポンプ施設技術協会に１級又は２級のポンプ施設管理技術者として登録された者 4 履行実績 揚排水ポンプ設備（※１）の保守点検業務について契約を締結し、平成２８年４月１日からこの公示の日までの間に、誠実に履行（複数年契約を履行中のものは契約期間の７割（※２）かつ１年以上、誠実に履行した実績を含む。）を完了した実績を有していること。 ※１：揚排水ポンプ設備とは、道路排水、共同溝排水又は治水、利水を目的としたポンプ設備とする。 ※２：契約期間の７割以上とは、３年契約では２６カ月以上、２年契約では１７カ月以上をいう。

4 発注事務所

事務所名	大阪府茨木土木事務所 所在地 〒567-0034 茨木市中穂積1丁目3番43号 電話番号：072-627-1121 ファックス番号：072-625-8060
契約に関する問い合わせ	総務・契約課 TEL 072-627-1121
業務に関する問い合わせ	維持保全課 計画保全グループ TEL 072-627-1121

【 交付書類一覧表 】

	書類名称
説明書等の交付	説明書等 ・参加意思確認公募手続に関する説明書 ・参加意思確認申請書（様式3） ・応募要件確認資料（様式4） ・管理技術者予定者名簿（様式5-1） ・契約（取引）実績調書（様式11-2-1） ・契約（取引）実績に係る証明書（様式11-2-2） ・保守体制整備証明書（様式18-1） ・別紙保守体制表（様式18-2） ・大阪府都市整備部参加意思確認公募手続実施要綱 契約関係書類 ・契約書（案） ・契約保証金免除申請書 ・大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について ・誓約書（元請用） ・口座情報の登録について ・大阪府随意契約見積心得 ・ハートフル条例に基づく障がい者雇用状況報告の提出について ・電子契約同意書 設計図書 ・設計書（表紙） ・数量総括表 ・特記仕様書 ・箇所図 見積参考資料 ・積算書

【 提出書類一覧表 】

	書類名称
参加意思確認申請時の書類	1 参加意思確認申請書 様式 3
	2 応募要件確認資料 様式 4
	3 管理技術者予定者名簿 様式 5－1
	4 契約（取引）実績調書 様式 1 1－2－1
	5 契約実績を確認できる書類（契約書、設計書、特記仕様書等） （5 の契約書等が提出できない場合は 6 を提出）
	6 契約（取引）実績に係る証明書 様式 1 1－2－2
	7 保守体制整備証明書 様式 1 8－1
	8 別紙保守体制表 様式 1 8－2
	9 誓約書（元請用）